

社会福祉法人大久保保育園 評議員、 評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人大久保保育園（以下「法人」という。）の評議員・評議員選任・解任委員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員選任・解任委員とは定款第6条に基づき置かれる者をいう。

（報酬等の額の決定）

第3条 この法人の評議員には、定款第8条に定める総額の範囲において評議員会に出席した場合等は1人1回につき5,000円を報酬等として支給することができる。

2 この法人の評議員選任・解任委員には評議員選任・解任委員会に出席した場合等は1人1回につき5,000円を報酬等として支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第4条 評議員、評議員選任・解任委員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

（改正）

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 3月 11日から施行する。